

令和7年第4回（定例）高砂市教育委員会 会議録

令和7年2月12日午後1時30分高砂市教育委員会を高砂市役所南庁舎2階会議室2において開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委員	吉田 美香
委員	山名 克典
委員	吉屋 章

欠席者

委員	神尾 信作
----	-------

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	福本 典子
学校教育室長	平山 健二	学校教育室参事	矢野 仁之
教育総務課長	石原 里美	生涯学習課長	四方 亮輔
学校教育課長	福永 慎也	学校教育課主幹	高橋 千春
青少年センター所長	長谷川 竜平	総務部総務室人事課長	北野 友敏
教育総務課係長	長谷川 宏輔		

本日の会議に付した事件

議案

- 1 令和7年度生涯学習グループの認定について
- 2 高砂市教育委員会事業後援について
(1) 日本教育保健学会第22回年次大会

協議事項

- 1 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 2 高砂市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 3 高砂市立学校の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程を定めることについて
- 4 令和7年高砂市議会3月定例会提出議案に係る意見の聴取について

報告事項

- 1 高砂市教育委員会事業後援について

その他

1 3月行事予定について

午後 1 時 2 8 分 教育長本日の会議を宣告

議 事 協議事項 4 令和 7 年高砂市議会 3 月定例会提出議案に係る意見聴取について

○教育長 協議事項 4 令和 7 年高砂市議会 3 月定例会提出議案に係る意見聴取についてから進めさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 市長から教育委員会に対しまして、3 月定例会提出議案に係る意見の聴取がございました。提出議案は、高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び高砂市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、第 10 回令和 6 年度高砂市一般会計補正予算、令和 7 年度高砂市一般会計の予算となっております。

1 つ目と 2 つ目の議案は人事課の方から説明をお願いします。

○事務局 1 つ目の高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについては昨年、人事院勧告によって示されました人材確保や組織パフォーマンスの向上といった課題に対応すべく給与制度の整備を行うものとしております。

2 ページは国家公務員の改正で、給与制度のアップデートとして、職責に合わせた俸給、月例給の見直し、最新の民間賃金を反映した地域手当、級地区割の見直し、通勤手当など諸手当の改正、仕事と生活の両立支援の拡充として、子の看護休暇等の見直しなどをお示ししております。

これに対して本市の改正が 3 ページで、給与制度の基本的な考え方として、国家公務員の給与改定の内容に準じて改正を実施し、地域手当を国指定の支給割合とする見直しも含め、給与制度全体の適正化を進めることとしております。給与制度のアップデートに準ずるものとしては、給料表において行政職 8 級の部長級の給料表を大きくくりして簡素化した給料表に改正し、地域手当は国から 10 % の支給割合を指定されておりましたが、新たに国が指定する支給割合に合わせ現在の 5 % から 8 % となるように令和 9 年度に向けて段階的に引き上げることを考えております。

通勤手当も国の上限に合わせて 15 万円に、扶養手当も国に準じて配偶者への支給を縮小、最終的には廃止し、子どもに対して手厚く対応し、その他の諸手当についても同様に改正していきます。

市独自の改正としましては、行政職給料表 3 級、4 級の上位号給をカットすること、期末手当で役職加算が適用される職員を見直すこと、管理職手当の見

直し、昇格ルールの見直しなど給与制度の適正化を図っていきたいと考えております。

勤務時間制度は、国にある仕事と生活の両立支援の拡充などを考えております。

4 ページ地域手当の改正では、国の改正の支給割合が示されております。支給地域は従来、市町村単位で細かく支給割合を定めておりましたが、高砂市は10%、隣接する姫路市や加古川市は3%で、不均衡が課題とされておりました。これを是正するために支給割合を広域化して、基本的には都道府県単位で支給割合を決め、級地区分も現行7区分を5区分に簡素化し再編するところです。

5 ページ本市の改正では、令和7年度以降、国が指定する支給割合の8%へ向けまして段階的に引き上げることを考えております。

6 ページは、国の育児休業等法の改正で、仕事と生活の両立支援の拡充といった改正をし、これに準じた形で高砂市も改正していきます。

7 ページは高砂市職員の給与に関する条例等の新旧対照表で、5条は行政職給料表の8級の職員は定期昇給の対象外とし、7条は扶養手当について配偶者を支給対象外にし、子に対する支給額を引き上げるという規定で、9ページ7条の2では、地域手当の支給割合を10%から8%に改め、7条の4では、通勤手当の上限を今の5万5千円から15万円に引き上げるというところで、11ページ第8条では、単身赴任手当の適用される職員が拡充され、13条の2では管理職手当の上限を見直し、12ページ15条の2では、定年前再任用短時間勤務職員の住居手当の適用除外を削除することで支給できるようにし、12ページ附則の31項では、支給割合の5%の運用を令和7年3月までとし、39項、40項で令和7年度は6%、8年度は7%と段階的に引き上げ改定をしていくというような改定となっております。

14 ページ高砂市企業職員の給与に関する条例では、先ほどの給与条例と同じような改正となっており、15 ページ高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例では、先ほど申しました職員の給与条例と同じような改正を会計年度任用職員にも適用するという改正です。

17 ページ高砂市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例では、定年後、65歳までの間の暫定再任用職員について住居手当を支給するという改正になります。

18 ページ高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正では、第4条の3で深夜勤務や時間外勤務の制限を申し出る職員が今まで3歳未満の子どもを持つ職員であったのを小学校就学前までの子どもに範囲を拡充し、第14条の4で子の看護等休暇で、取得事由を子の病気等に限定しておりましたが、入学式や卒業式といった式典にも取得できるような改正となり、

第16条の4で、家族が介護を必要とする状況に至った職員への意向確認等ということで、40歳に達する職員へ制度の周知をすることや研修の実施や相談体制の整備をすることなどの条例改正としております。

20ページ高砂市職員の育児休業等に関する条例では、先ほどの育介法の改正によりまして参照規定が整備されたために、こちらも改正を行うということです。

○教育長 事務局より説明が終わりました。1番目と2番目までで御意見、御質問ございますか。

○委員 地域手当はどういうことで出すんですか。東京都でしたら物価が高いから20%ですが、一番安いところでゼロのところはありますか。

○事務局 ゼロのところはあります。

○委員 高砂市はなぜ10%なんですかね。

○事務局 考えられるとしたら、浜手に大きい企業があるということと市域が狭いことで、例えば姫路市や加古川市は駅前には栄えてますが、山間部とか田舎では人口が少なく、ならしてみたら低くなってしまうのではないかと思います。厚生労働省の賃金構造基本統計調査を反映していると聞いています。

○教育長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項4の2については、原案どおり承認するということで決定いたします。

続きまして、第10回令和6年度高砂市一般会計補正予算、令和7年度高砂市一般会計予算です。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 21ページから26ページに3月補正予算の内容をお示ししております。17事業のうち三角で表示されている12事業は事業費が確定したことに伴う精査による減額で、6番、7番の小学校施設建設事業と中学校施設建設事業が新たな予算要求になります。

小学校施設建設事業は、学校施設等個別施設計画や空調設備更新年次計画に基づき改修工事を実施し、児童が安心して学べる安全な教育環境を確保するための費用で5校が対象となっております。

中学校施設建設事業も個別施設計画に基づき外壁工事を行い、生徒が安心して学べる安全な教育環境を確保するための費用で2校が対象となっております。なお、施設建設事業につきましては、今年度中に事業を完了することができないため、翌年度に繰越す予算も計上しております。

25ページ人件費の補正は、年度末の実績による精査でございます。

27ページからが当初予算となっております。28ページに令和7年度教育部当初予算の集計表をお示ししております。上2つの表が課別の歳入歳出予算で、教育総務課の歳出で、前年度比較が大きく減少したのは7年度の工事費

用を6年度に前倒ししたため、教育センターの歳出も工事費用が7年度にはないことから大きく減小になり、学校教育課は学習用タブレットの更新や人員増による経費で増額となっています。下2つの表は、費目別の集計表で、小学校費は主に工事による、幼稚園費は廃園による減少となっております。

29ページから主な事業をお示ししており、小中学校運営管理事業（体育館空調設備整備）は全小中学校の体育館に空調設備を整備するリース費用、小中学校施設建設事業は個別施設計画に基づく防水改修や老朽化に伴う校舎を修繕する費用、小学校施設建設事業（旧荒井幼稚園整備工事）は旧荒井幼稚園の施設を荒井小学校の別棟として活用するための施設の改修費用、旧入江家住宅保存整備事業は入江家の住宅の保存整備をする費用、文化財保護事業は文化財保存活用地域計画に基づく文化財の保存活用を図るための文化財調査を行う費用、小中学校給食事業は物価高騰による保護者負担を軽減するための食材費の値上げ分、特別支援教育推進事業は介助員4名、スクールアシスタント2名の増員費用を盛り込んだ経費、小中学校情報教育推進事業は小中学校の児童生徒のタブレットの更新費用と授業支援ソフトの更新費用、教育振興事業（部活動地域移行推進事業）は部活動の地域展開を推進する費用等をお示ししております。

41ページは人件費に係る費用をお示ししております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 39ページの学習用タブレット・授業支援ソフト更新は補助がなくて全部市の負担でやるのですか。

○事務局 児童生徒用と予備費のタブレットの更新については3分の2国の補助が出ており、授業支援ソフトについては、今、補助事業を申請しており、それが通れば補助をしていただけるので、全額市費というわけではありません。

（休憩 午後1時57分）

（再開 午後1時58分）

○教育長 他にございませんか。

○委員 人件費当初予算要求集計表ですけど、（小）学校管理費とあるんですけど、これは小学校でいいんですか、小学校だけなんですか。

○事務局 人件費は小学校3校の用務員さんの分で、ほかの7小学校と中学校は、シルバー人材センターに委託していますので、小学校だけとなります。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 他にございませんか。

○委員 33ページの荒井幼稚園の跡地の分の事業ですが、小学校の別棟として有効活用することになったという報告はありましたか。

○教育長 ここで話をさせてもらっていると思います。

(休憩 午後2時00分)

(再開 午後2時11分)

○教育長 予算で他にございませんか。

○委員 40ページの部活動地域移行ですが、県からの給付金はその額で国とかはないのですか。調査・検証の段階だから、この額に抑えているのですか。もっと増やさないといけないと思います。

○事務局 国はないです。

○教育長 他にございませんか。承認してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、協議事項4の第10回令和6年度高砂市一般会計補正予算と令和7年度高砂市一般会計予算については承認します。

議 事 議案1 令和7年度生涯学習グループの認定について

○教育長 議案1 令和7年度生涯学習グループの認定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 生涯学習登録グループ数は令和6年度当初が133でしたが、年度内に追加10、抹消5があり、最終138となっております。令和7年度は非継続が10グループあり、申請・認定数は128グループとなっております。

2ページから5ページの間に、各地域館での学習分野、時間、会費、会員数などの詳細をお示ししております。今年度、曽根地域交流センターは新しくなって貸館の仕方が変わったりなどして少し追加がありましたが、各グループ生と先生の高年齢化のため、次年度は10グループ減ってしまうというのが現状です。会員数も令和6年度は1,374名だったのが令和7年度は1,310名に減ってきているという状況です。

公民館から地域交流センターに変わり社会教育施設ではなくなりましたが、次年度以降はグループの活発化に向けて、社会教育ビジョン案などを基にしながら、生涯学習課として社会教育の充実に向けて引き続き取り組んでいくことを考えています。

○教育長 生涯学習グループの認定について、御意見、御質問があればお願いいたします。

○委員 減り方というのは例年こんなものですか。

○事務局 そうですね、令和元年度から令和7年度にかけて比較すると3割減で、減り方としては徐々に下がっています。会員数が3名以上必要とか、公民館まで行けないとか、先生に来てもらえないといった事情も出てきているとお聞きしています。

- 委員 高齢化というのは理由としてはあると思いますが、高齢化した人たちは若い頃からグループとしてやっていたわけですよね。今の若い人たちがどうしてつukらないのかという理由を思い当たられますか。
- 事務局 昔でしたら60代以上だと定年して手が空いていましたが、現在は働いていて忙しいというような状況もあろうかと思います。募集は毎年同時期に同様に募集をしており、今回も新たな方法ではしておりません。公民館から地域交流センターに変わりましたので、使い方も便利になりましたとか登録するに当たっての年齢制限はありませんなどの宣伝をしながら、登録グループのメリットをお伝えしないと増えないと思います。また、若い方に使ってもらうための取組づくりが必要だと考えています。
- 委員 1つの例ですけど、私たちが子育てをしていたときに、市の施策で、幼稚園、保育園の保護者の人が自分たちで誰かを呼んできて勉強会をやるというのがありました。毎月、講師費を5,000円支出し、全員参加じゃないですけど、結構な人数が参加していきまして、その継続で、やる気のある人たちがもうちょっとやりたいねと公民館活動につながっていたんです。そういうグループづくりのきっかけみたいなことをしてあげないと、なかなか知らない者同士が何かを一緒にやろうとはならないと思いますので、そういうことも考えていただけたらありがたいなと思います。
- 教育長 ありがとうございます。
- よろしいですか。
- 委員 登録グループは会場の利用の減免以外に何かメリットがあるのですか。
- 事務局 生涯学習課に相談していただいたらいいです。減免のところぐらいしかないかなと思います。
- 委員 社会教育関係団体と同じですよ。
- 事務局 そうです。
- 教育長 他にございませんか。よろしいですか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 教育長 議案1については原案どおり可決することとしてよろしいですか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 議案1 令和7年度生涯学習グループの認定について原案どおり可決することに決定いたしました。

議 事 議案2 高砂市教育委員会事業後援について

(1) 日本教育保健学会第22回年次大会

- 教育長 議案2 高砂市教育委員会事業後援について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 新たなもので日本教育保健学会からの申請です。内容を見ていただきまして、認定するのが妥当かどうかを御協議いただければと思います。
- 教育長 事務局の説明が終わりました。御質問、御意見ございますか。
- 委員 これは学会で、22回目の年次学会の順番が回ってきたということですね。
- 事務局 はいそうです。
- 委員 対象は一般の人ではなく、会員、教職員、大学院生、学生ということですね。
- 委員 構わないと思います。

(休憩 午後2時29分)

(再開 午後2時30分)

- 教育長 後援を承認させていただいてよろしいですか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 分かりました。議案2 高砂市教育委員会事業後援について(1)日本教育保健学会第22回年次大会は、原案どおり可決するということをお願いいたします。

議 事 協議事項1 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて

- 教育長 協議事項1 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 改正の趣旨は、学校教育課の事務分掌の見直しに伴い、必要な改正を行うものです。
- 公立幼稚園が来年度よりなくなることから(1)「通学及び通園区域」を「通学区域」とし、(17)「心の教育」を「道徳教育及び心の教育」とし、(20)「小中学校におけるキャリア教育に関すること」と(24)「不登校に関すること」を追加します。
- 教育長 事務局より説明が終わりました。協議事項1について御意見、御質問ございますか。
- 委員 20番の小中学校におけるキャリア教育に関することとはどういう内容ですか。
- 事務局 キャリアノートは、自分が将来どんなものになりたいとか、1年生から6年生までそれぞれ定期的なものをためていったもので、キャリアパスポートは、これを引き継いで校種間を超えて送られていって、その子がどのような考えや気持ちを持ち成長していったのかということが分かるようになっていくものです。6年生では職業体験で身近な仕事に触れるというところで、中

学校2年生ではトライやる・ウィークで職業人から学ぶというところで密接につながっているキャリア教育にはなります。

○委員 これは兵庫県だけのものですか。国の方針に基づいて書かれている方針ですか。

○事務局 兵庫県がトライやる・ウィークを独自に始めてから、子どもたちの心について、見つめていかないといけないということで独自に始めた取組が脈々と続いております。

○教育長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項1につきましては、原案どおりで承認とさせていただきます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項1 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについては承認いたします。

議 事 協議事項2 高砂市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

○教育長 協議事項2 高砂市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 改正の趣旨は、学校事務の電子申請化による事務の効率化、学校運営協議会の設置等に伴い、必要な改正を行うものです。

従来6日以上にわたる出張・休暇は教育委員会が把握する必要があり校長の専決事項から外しておりましたが、電子申請化により即把握ができるようになりましたので、第4条第1項第1号及び第2号の「6日以上にわたるものを除く」を削除いたします。

第5条の3は学校運営協議会が設置されたことと公立幼稚園が来年度よりなくなることからこの条を削除し、第12条については学校の日番及び緊急時の日直はしないということで削除します。

学校教育法施行規則が改正されて条が移ったことに合わせ第17条第1項第1号の学校教育法施行規則「第15条第1項第1号から第7号まで」を「第28条第1項各号」に修正し、2項の省令「第15条第2項」も「第28条第2項」に修正いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。協議事項2につきまして御質問、御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項2につきまして、原案どおり承認することによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 教育長 協議事項 2 高砂市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案どおり承認いたします。

議 事 協議事項 3 高砂市立学校の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程を定めることについて

- 教育長 協議事項 3 高砂市立学校の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程を定めることについて、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 改正の趣旨は、学校事務の電子申請化による事務の効率化に伴い、必要な改正を行うものです。

先ほどと同様で、電子申請化により教育委員会の即把握が可能となりましたので、長期の出張・休暇も含め校長に委任することとし、第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の「5 日以内の」の文言を削除します。

- 教育長 協議事項 3 につきまして、御意見、御質問ございますか。

- 委員 第 1 条のところに「幼稚園長に委任する」と書いてますが、いまだに幼稚園長に委任し続けるのですか。

- 事務局 幼稚園長の部分は昨年この委員会で削除することで協議しておりますが、まだ公布しておりませんので文書に字句が残っております。今回の協議事項と昨年の協議事項はまとめて 3 月の委員会で議案としてお諮りしその後公布する予定ですのでよろしくお願いいたします。

- 教育長 他に御質問、御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 教育長 協議事項 3 につきまして、原案どおり承認することによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 教育長 協議事項 3 高砂市立学校の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程を定めることについては、原案どおり承認いたします。

議 事 報告事項 1 高砂市教育委員会事業後援について

- 教育長 報告事項 1 高砂市教育委員会事業後援について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 いずれも生涯学習課にそれぞれの日に申請を受けまして承認決定をしたものでございます。

- 教育長 報告事項についてはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 教育長 報告事項を承認することを了承いたします。

議 事 その他 1 3月行事予定について

○教育長 その他 1 3月の行事予定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 公立高等学校学力検査、卒業式、退職教員感謝状贈呈式があります。

教育委員会につきましては、13日に臨時教育委員会、27日に定例教育委員会を南庁舎2階会議室で開催いたします。

(休憩 午後2時44分)

(再開 午後2時48分)

○教育長 予定で何かありますか。御理解いただけましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 その他 1 3月行事予定については、了承します。

令和7年2月12日 午後2時48分 教育長会議の閉会を宣告
